

○金融庁告示第 号

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和三年内閣府令第 号）の施行に伴い、保険業法施行規則第八十五条第一項第十三号の二等の規定に基づき金融庁長官の定める算出方法を定める件（平成二十三年金融庁告示第二十六号）の一部を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第八十五条第一項第二十三号、第六十六条第一項第六号の二、第九十二条第一項第五号の二及び第二百十條の二及び第二百十條の十四第二項第九号の規定に基づき、金融庁長官の定める算出方法を次のように定める。</p> <p>保険業法施行規則第八十五条第一項第二十三号、第六十六条第一項第六号の二、第九十二条第一項第五号の二及び第二百十條の十四第二項第九号に規定する金融庁長官の定める算出方法は、保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件（平成八年二月大蔵省告示第五十号）第二条第四項の代替的方式並びに保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年三月金融庁告示第二十三号）第四条第一項の内部モデル方式及び同条第五項の代替的方式とする。</p>	<p>金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、及び保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第八十五条第一項第十三号の二、第六十六条第一項第六号の二、第九十二条第一項第五号の二及び第二百十條の十四第二項第九号の規定に基づき、金融庁長官の定める算出方法を次のように定め、同法附則第一条第三号に掲げる規定（同法第三条の規定に限る。）の施行の日から適用する。</p> <p>保険業法施行規則第八十五条第一項第十三号の二、第六十六条第一項第六号の二、第九十二条第一項第五号の二及び第二百十條の十四第二項第九号に規定する金融庁長官の定める算出方法は、保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年二月大蔵省告示第五十号）第二条第四項の代替的方式並びに保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年三月金融庁告示第二十三号）第四条第一項の内部モデル方式及び同条第五項の代替的方式とする。</p>